

秋田県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する情報システム開発等業務についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加する資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。
- (5) 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (7) 次に記載する業務について、契約実績を有すること。

ア システムコンサルティング

イ システム開発

ウ ネットワーク構築

エ WEBサイト等構築

オ スマートフォン等アプリ開発

カ インターネットサービス

キ データ処理

ク コンピュータ研修

ケ システム機器賃貸借

(申請)

第3条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に申請しなければならない。

- 2 申請者は、原則として秋田県電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）により申請を行うものとする。

- 3 申請者は、前項の規定に基づき申請を行うに当たり、資料を電磁的記録により提出することができる。
- 4 法人においては、原則として法人が所有するメールアドレスから申請を行うこと。
- 5 電子申請サービスを利用できない場合等には、第2項及び第3項の定めに関わらず、書面で申請を行うことができる。

(資格審査)

第4条 資格審査は、2年に1回定期に行う。なお、追加の資格審査は随時行うものとする。

- 2 前項の資格審査は、申請の日における次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業年数
- (2) 財務諸表
- (3) 従業員及び構成
- (4) 情報システム開発に関わる ISO、プライバシーマーク等の認証取得情報

(申請の添付資料)

第5条 申請に当たっては、電子申請サービスに必要な事項を入力の上、次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては営業の事実を証する書類及び身分証明書の写し
 - (2) 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び資本変動計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）の写し
 - (3) 申請の日の直前1年間の事業年度における納税証明書（法人にあつては法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあつては、所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等に係る納税証明書をいう。）の写し
 - (4) 役員名簿
 - (5) 共同企業体にあつては「情報システム開発企業体協定書」（様式第6号）、中小企業組合等にあつては定款、共同受注規約、組合（役）員名簿及び官公需適格組合証明書の写し（該当する場合のみ）、コンソーシアムにあつては協定を証する書類の写し
 - (6) 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - (7) 情報システム開発に関わる ISO、プライバシーマーク等の認証を受けている場合は、その認証書の写し
 - (8) その他知事が必要と認める資料
- 2 電子申請サービスを利用できない場合等には、「情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格審査申請書」（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することができる。

- (1) 営業概要書（様式第 3 号）
- (2) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては営業の事実を証する書類及び身分証明書の写し
- (3) 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び資本変動計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (4) 申請の日の直前 1 年間の事業年度における納税証明書（法人にあつては法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあつては、所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等に係る納税証明書をいう。）の写し
- (5) 役員等が第 2 条第 3 号に規定する「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと」に関する書類
 - ア 誓約書（様式第 4 号の 1）
 - イ 役員名簿（様式第 4 号の 2）
- (6) 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（様式第 5 号）
- (7) 共同企業体にあつては「情報システム開発企業体協定書」（様式第 6 号）、中小企業組合等にあつては定款、共同受注規約、組合（役）員名簿及び官公需適格組合証明書の写し（該当する場合のみ）、コンソーシアムにあつては協定を証する書類の写し
- (8) 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (9) 情報システム開発に関わる ISO、プライバシーマーク等の認証を受けている場合は、その認証書の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

（競争入札参加資格者の決定及び登録）

第 6 条 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、申請者に通知するとともに、「情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿」（様式第 1 号）に登録するものとする。

（資格者の責務等）

第 7 条 資格者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守しなければならない。

- 2 資格者は、自らの事業により暴力団が利益を得ることとならないよう努めなければならない。
- 3 資格者が、暴力団又は暴力団員から不当な要求を受けたときは、直ちに、警察署に通報するとともに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、資格者が前 3 項の規定に違反したと認められたとき又は地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同令第 167 条の 11 において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められたときは、資格決定の効力を停止することができるものとする。

(資格の有効期間等)

第8条 資格者の資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、定期の場合は第6条の資格を取得した年の4月1日から2年間とし、随時の場合は次の定期の資格審査が行われる年の3月31日までとする。

- 2 有効期間の満了後引き続き資格者の資格を得ようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度の1月4日から2月28日（休日の場合はその翌日）までに、知事に申請しなければならない。

(資格者の決定の取消し)

第9条 知事は、資格者について、次に掲げる事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。

- (1) 資格者が第2条第1号から第3号までの規定に該当したとき。
 - (2) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
 - (3) その他資格者として遵守すべき法令等に違反したとき。
- 2 前項の規定により、資格者の決定を取り消された者は、当該決定を取り消された日から1年を経過する日まで、第3条の規定による申請をすることができない。
- 3 知事は、第1項の規定により資格者の決定を取り消したときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。

(申請の記載事項の変更)

第10条 資格者は、申請の記載事項に変更が生じたときは、電子申請サービスにより速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 電子申請サービスを利用できない場合等には、前項の定めに関わらず「情報システム開発等業務委託に係る競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」（様式第7号）により知事に届出することができる。
- 3 第3条第2項及び第3条第4項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

(事業の休止又は廃止の届出)

第11条 資格者が事業を休止又は廃止しようとするときは、電子申請サービスにより速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 電子申請サービスを利用できない場合等には、前項の定めに関わらず「事業休止（廃止）届」（様式第8号）により知事に届出することができる。
- 3 資格者は、第1項及び第2項に定める届出を知事に提出したときは、届出した期間中、競争入札に参加することができない。
- 4 第3条第2項及び第3条第4項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

(書類の提出先)

第 12 条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は電磁的記録の提出先は、企画振興部デジタル政策推進課とする。

附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和元年 12 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。